

市道竹崎・細江線ネーミングライツ・パートナー募集要項

下関市では、道路施設の長期的、継続的な運営基盤を確立するための新たな財源を確保し、もって市民に親しまれるとともに、施設の魅力向上により市民サービスの向上を図るため、ネーミングライツ（市道竹崎・細江線に法人名等の愛称を付与する権利）を導入することにより、対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得て、道路の維持管理費用等を捻出することとし、これを支援頂ける法人（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）を募集します。

1 募集の概要

次の条件で市道竹崎・細江線のネーミングライツ・パートナーを募集します。

わかりやすく市民に親しまれる愛称をご提案ください。

(1) 対象施設

市道竹崎・細江線（下関市竹崎町四丁目ほか）

※ 詳細は、別添1のとおり

(2) ネーミングライツ料（希望金額）

年額 800万円以上

※ 消費税及び地方消費税は、別途必要となります。

※ 希望金額未満の応募も可能です。ただし、応募金額は審査項目となり、愛称名や応募金額など総合的に評価しネーミングライツ・パートナーを決定します。

(3) 愛称の使用期間

平成31年 2月 1日（金）から

平成34年 3月31日（木）まで

(4) ネーミングライツ・パートナーの特典（スポンサーメリット）

ア 施設の愛称の普及のため、本市は、ネーミングライツ・パートナー及び愛称の決定について、記者発表し、本市のホームページでも公表することとし、本市の各種広報において愛称を使用するなど、愛称の普及に努めます。

イ 愛称について本市ホームページに、ネーミングライツに係るサイトを設け、そのサイトからネーミングライツ・パートナー

のサイトへリンク設定を行います。

ウ ネーミングライツ・パートナーであることや、市道の愛称及び写真について、自己の管理する媒体（ホームページ、出版物等）に掲載することができます。

（５）愛称の命名条件

ア 本市の玄関口である下関駅周辺の主要な道路インフラとしてふさわしい愛称としてください。

イ ネーミングライツ・パートナーは、市道竹崎・細江線の愛称を付与することができます。愛称の末尾には原則として「ロード」、「通り」又は「ライン」の文字を含むものとします。使用可能な愛称の例は下表のとおりです。

使用可能な愛称の例	使用不可能な愛称の例
会社名、商号、商品名、ロゴマーク	矢印・距離等の交通案内、交通標識等と誤認させるようなデザイン（進入禁止マーク、信号の絵等）

※ 愛称表示例、表示可能場所は別図参照のこと。

ウ 愛称の表示は、既存道路施設（道路照明等）への表示及びモニュメントの設置も可能とします。ただし、本市や関係機関との協議により希望箇所に表示等できない場合もありますので、応募の際に表示場所及び表示デザイン等を提案してください。

エ 看板による愛称の表示面積は、最大5㎡以内、両面に設置する場合はそれぞれ5㎡以内）とします。ただし、主要な交差点から20m以内には設置することはできません。

オ 文字（ロゴマークを含む）の色は、鮮やか過ぎない落ち着いた色の単色とし、蛍光色、反射性のある色、信号や道路標識等との誤認の危険性のある色等は使用できません。

カ 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用できません。

（ア） 法令等に違反しているもの

（イ） 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

（ウ） 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの

（エ） 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

（オ） 政治性又は宗教性のあるもの

- (カ) 社会問題その他についての主義、主張に当たるもの
- (キ) 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- (ク) 個人の氏名
- (ケ) 愛称として適当でないと思えられるもの

キ 市民及び道路利用者の混乱を避けるため、愛称はその使用期間中に変更できません。ただし、ネーミングライツ・パートナーが社名等を変更する場合等、愛称の変更に当たっての相当の理由があると認められる場合を除きます。

ク 愛称は、商標権及び著作権等の権利関係について問題が無いものであることを条件とします。

ケ 国又は山口県への補助金申請並びに下関市議会での議案に関わるもの等については、正式名称を使用します。

(6) 費用負担

市道竹崎・細江線に愛称を表示する費用及び契約終了時に表示を消去・撤去する費用（愛称部分の維持管理費用を含む。）は、ネーミングライツ料とは別に、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。

また、市道竹崎・細江線への愛称の表示及び消去・撤去は、ネーミングライツ・パートナーが道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認を受けて施工するものとします。なお、表示の設置工事については、下関市屋外広告物条例（平成20年条例第77号）第30条に規定する屋外広告業の登録が必要となります。（ただし、既に登録している業者が施工する場合は除きます。）

(7) 応募資格

本市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人が応募できることとします。次の事項に該当する場合は、応募資格がありません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する法人

イ 下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けている法人

ウ 道府県民税、市町村民税（都民税及び特別区民税を含む。）及びその他の租税の滞納がある法人

- エ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生又は再生手続きをしている法人
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団
- カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当する法人
- キ 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に該当する法人
- ク ネーミングライツ・パートナーとして適当でないと認められる法人

2 応募の方法

(1) 提出書類及び部数

- ア 参加申出書(様式第1号) 1部
- イ 企画提案書(様式第5号) 9部
- ウ 提案する愛称デザイン(様式自由) 9部
(道路照明の支柱部分等への表示イメージなど)
- エ 登記事項証明書 1部
(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)(原本)
- オ 印鑑証明書 1部
- カ 納税証明書(参加申出の日から、1月以内のもの)
下関市税…市税滞納なしの証明(原本)
国 税…納税証明書(その3の3)(原本) 各1部
- キ 直近1事業年度分の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書 各1部
- ク 定款、その他これらに類するもの(原本証明を行ってください。) 各1部

(2) 募集期間

平成30年10月 1日(月)から
平成30年11月16日(金)まで

※ 郵送の場合は、必着のこと。

※ 持参の場合は、受付時間は土曜日、日曜日、祝日を除く
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとします。

(3) 提出先

〒750-8521 山口県下関市南部町 1 番 1 号

下関市役所 建設部道路河川建設課 (庶務係)

(4) 質問の受付

募集要項に関する質問を、次のとおり受付します。

ア 受付期間 平成 3 0 年 1 0 月 1 日 (月) 午前 9 時から
平成 3 0 年 1 1 月 9 日 (金) 午後 5 時まで

イ 受付方法 質問書 (様式第 4 号) に記入のうえ、ファクシ
ミリ又は電子メールにより「8 問合せ先」まで
提出してください。

ウ 回答方法 質問に対する回答は、随時ファクシミリ又は電
子メールにて、原則として質問者に対してのみ回
答いたします。

(5) 参加資格の確認

上記(1)の提出書類を受理した後、参加資格の有無を確認し、
平成 3 0 年 1 1 月 2 1 日 (水) までに、その結果を応募者に参加
承認書 (様式第 2 号) 又は参加不承認書 (様式第 3 号) により通
知します。

(6) その他

ア 応募に要する経費等は、全て応募者の負担とします。

イ 提出書類等は、返却しません。

ウ 提出書類等は、必要に応じ複写します。

エ 提出書類等は、情報公開請求により開示する場合があります。

3 契約締結までの流れ

(1) 選定委員会の設置及び審査

別途設置する「市道竹崎・細江線のネーミングライツ・パート
ナー選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、別添
2「審査方法」により、審査のうえ、優先交渉権者を選定します。

(2) 審査結果の通知及び公表

優先交渉権者は、平成30年11月30日(金)までに選定し、その結果については、全ての応募者に審査結果通知書(様式第6号)で通知します。

また、本市ホームページ等で、優先交渉権者及び次点者等を公表します。

(3) 優先交渉権者との協議及び契約締結

ネーミングライツ・パートナーの優先交渉権者として選定された場合は、契約内容について本市と協議を行い、合意に至った場合は、見積書の徴取、契約書の作成及び契約保証金等については、下関市契約規則(平成21年規則第29号)の定める手続に従うこととなります。

そのうえで、契約を締結し、ネーミングライツ・パートナーを決定します。

なお、協議は、優先交渉権者から行いますが、合意の可能性がないと本市が判断した場合は、当該協議を打ち切り、次点者と協議を行います。

4 ネーミングライツ料の支払時期

ネーミングライツ料の支払は、契約期間中の各年度当初に、本市からの請求に基づき支払うこととします。

なお、分割して支払うことはできません。また、1年に満たない期間については月割りとします。

5 リスク負担

(1) 第三者に損害が生じた場合のリスク負担

愛称が第三者の商標権及び著作権等を侵害した場合の負担は、ネーミングライツ・パートナーが負担することとします。

(2) その他のリスク負担

その他、定めのないリスクが生じた場合は、本市とネーミングライツ・パートナーが協議し、リスク負担を決定することとします。

6 契約の解除

愛称の使用期間中に、愛称の命名条件や、応募資格を満たさなくなった場合に契約解除する他、ネーミングライツ・パートナーの事情により契約解除する場合や、信用失墜行為等に伴い施設のイメージが損なわれたことにより契約解除する場合は、当該契約解除に伴う原状回復等に係る経費はネーミングライツ・パートナーが負担す

ることとし、その他に生じた損害等については、ネーミングライツ・パートナーがその責めを負うこととします。

この場合、ネーミングライツ・パートナーが本市に対し既に納入したネーミングライツ料は返還しません。

7 契約の更新

愛称の使用期間の満了に際し、原則として満了の6月前までに本市又はネーミングライツ・パートナーの双方から特段の意思表示がないときは、当該愛称の使用期間の満了後も同一の条件で契約を更新することとします。この場合において、更新後の契約期間は、1年間とし、以後同じ年数とします。

8 問合せ先

〒750-8521 山口県下関市南部町1番1号

下関市役所 建設部道路河川建設課（庶務係）

担当： 山本・貝原

電話番号 083-231-4034

FAX番号 083-231-1398

電子メールアドレス ksdoroka@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

愛称表示例



愛称の標示は、既存道路施設（道路照明等）への表示も可能とします。ただし、希望箇所に表示できない場合がありますので、応募の際に表示場所及び表示デザイン等を提案してください。



■ ○ ○ ○ 通り

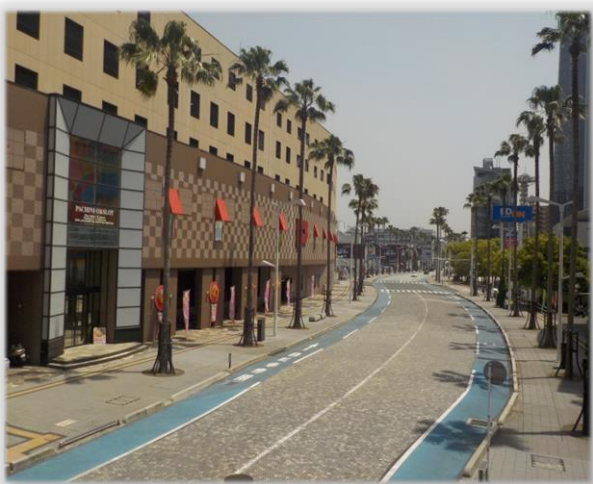


- ・ 会社名、商号、商品名、ロゴマークなど愛称を表示することができます。
- ・ 愛称の末尾には原則として「ロード」、「通り」又は「ライン」の文字を含めてください。

施設概要

1 市道 竹崎・細江線

- (1) 路線名：竹崎・細江線
(都市計画道路 竹崎細江線)
- (2) 場 所：下関市竹崎町四丁目ほか
- (3) 路線延長：673.4m
- (4) 幅 員：16.1～25.0m
- (5) 路線面積：15,038.3m²



審 査 方 法

1. 審査方法

ご提出いただいた企画提案書（様式第5号）及びプレゼンテーションにより、「市道竹崎・細江線のネーミングライツ・パートナー選定委員会（以下「選定委員会」という。）」の委員がそれぞれ次の基準に従って審査します。

【審査基準】

	審査項目（審査の観点）	配点
①	法人の経営状況	10
	経営状況の健全性	
②	法人の地域貢献等	20
	地域貢献等の実績の有無	
	地域貢献等の提案の有無及び実現可能性	
③	愛称案	20
	愛称案の親しみやすさ、呼びやすさ、わかりやすさ、施設のイメージとの整合性	
④	ネーミングライツ料（応募金額）	50
	最高応募金額との比較	
	合計	100

【採点方法】

（1）審査項目①、②、③については、次により採点します。

判断基準	①	②・③
非常に優れている	—	20点
優れている	10点	15点
標準的である	5点	10点
やや劣っている	—	5点
劣っている	0点	0点

(2) 審査項目②については、次のような項目を指します。

- ・ 下関市内における本店・支店・営業所の有無
- ・ 下関市主催又は下関市の市民団体等が主催の行事への協賛等の経済的支援
- ・ 下関市内でのボランティア等の人的支援・清掃等の社会貢献活動
- ・ 下関市民向けのイベントの開催
- ・ 下関市又は下関市の市民団体等への寄附

(3) 審査項目④については、次の算式により採点します。

$$\text{応募金額の得点} = 50 \text{点} \times \frac{\text{当該応募金額}}{\text{最高応募金額}}$$

(小数点以下第1位を四捨五入)

※ ただし、すべての応募者が本市の希望金額を下回る場合は、上記の最高応募金額を希望金額に読み替えるものとします。

2. 選定方法

(1) 選定委員会は、応募者が複数ある場合にあっては、優先交渉権者及び次点者、1者である場合にあっては、優先交渉権者の選定を行います。

(2) 応募者が複数ある場合にあっては、本審査中、最高得点となる得点をつけた委員の数が最も多い応募者を優先交渉権者として、第2位の応募者を次点者としてそれぞれ選定します。

(3) 優先交渉権者の選定の際に、本審査中、最高得点となる得点をつけた委員の数が応募者単位で同数の場合に、応募者単位で合算した得点が、最も高い得点となった応募者を優先交渉権者として、第2位の応募者を次点者としてそれぞれ選定します。

更に、応募者単位の合算した得点が同点の場合には、審査項目「応募金額」の得点が最も高い応募者を優先交渉権者として、第2位の応募者を次点者としてそれぞれ選定します。

(4) 次点者の選定の際に、最高得点となる得点をつけた委員の数が応募者単位で同数の場合は、応募者単位で合算した得点が、最も高い得点となった応募者を次点者として選定します。

更に、応募者単位の合算した得点が同点の場合には、審査項目「応募金額」の得点が最も高い応募者を次点者として選定します。

(5) 上記の方法により、優先交渉権者として選定できない場合には、選定委員会において審議のうえ、選定します。(応募者が複数の場合の次点者を含む。)

(6) なお、委員による採点の結果、各委員の採点結果を合算した点数が各委員の配点を合算した点数の5割に満たない場合、又は、審査基準の各項目に著しく低い点がある場合は、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいかどうかを選定委員会において審議し、優先交渉権者及び、次点者として選定しない場合があります。